

関係各団体 様

大阪府知事 吉村 洋文

### 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組みについて

平素は、大阪府政へのご理解・ご協力をいただきお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症に対する取組みにつきましても、ご協力いただき誠にありがとうございます。

大阪府においては、感染の急拡大や医療体制の逼迫状況を踏まえ、1月9日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下、「特措法」という。）に基づく「緊急事態措置を実施すべき区域」に大阪府全域を追加するよう、国に要請しました。

これを受け、国においては、明日、本府を「緊急事態措置を実施すべき区域」として追加される見込みとなっております。

1月12日、第35回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、レッドステージ2に移行するとともに、国の緊急事態宣言の基本的対処方針に基づき、特措法第24条第9項（「緊急事態措置を実施すべき区域」に本府追加後は、法第45条第1項）により、府民に対し、不要不急の外出・移動、特に20時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを要請することといたしました。

また、イベントについても、人数上限5,000人以下かつ収容率50%以下等での開催を要請するとともに、大阪府全域の飲食店等に対し、営業時間短縮を要請することとしました。

つきましては、本会議で決定された下記要請内容についてご理解・ご協力をいただくとともに、貴団体（社）内でのご周知についてご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

#### 記

- ・20時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制すること
- ・「出勤者数の7割削減」をめざすことも含め、テレワークをより推進すること  
出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤などの取り組みを推進すること
- ・新年の挨拶回り、新年会・賀詞交歓会、及びこれに類するものは、飲食につながるため、自粛すること

別添資料1 レッドステージ（非常事態）の対応方針に基づく要請

問い合わせ先

大阪府危機管理室災害対策課

竹本、矢ヶ部

代表：06-6941-0351（内4947、4948）

## レッドステージ（非常事態）2への移行の考え方

別添資料1

### ➤レッドステージ2について

特措法に基づく「緊急事態措置を実施すべき区域」に該当する場合は、レッドステージ2へ移行

#### 【現在の感染状況】

- 直近1週間あたりの新規陽性者数が前週比1.96倍（1月11日現在）となっており、感染が急拡大し、国の分科会のステージⅣのモニタリング指標について、陽性率以外は、基準以上に達していること
- 重症病床、軽症・中等症病床など、医療体制が極めてひっ迫していること

以上の状況を踏まえ、1月9日に、特措法に基づく「緊急事態措置を実施すべき区域」に大阪府全域を追加するよう、国に要請

レッドステージ2に移行

## レッドステージ（非常事態）の対応方針に基づく要請

① 区域 大阪府全域

② 要請期間 レッドステージ2の期間（1月14日～2月7日）

※「緊急事態措置を実施すべき区域」に大阪府が追加された場合、それに応じて期間を変更

③ 実施内容（特措法第24条第9項に基づく※）

※「緊急事態措置を実施すべき区域」に大阪府が追加された場合、「不要不急の外出自粛」は法第45条第1項に基づく

### ●府民への呼びかけ

○ 不要不急の外出・移動※は自粛すること

※ 医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては対象外

特に、20時以降の不要不急の外出自粛を徹底すること

## ● イベントの開催について (府主催 (共催) のイベントを含む)

【要請期間】 1月17日~2月7日

【収容人数・収容率等】

○ 【人数上限】 5,000人以下

【収容率】 屋内：50%以下 屋外：人と人との距離を十分に確保 (できるだけ2 m)

(特措法第24条第9項に基づく)

○ 新年の挨拶回り、新年会・賀詞交歓会、及びこれに類するものは、飲食につながるため、自粛すること

○ あわせて、20時以降の時間短縮について協力を依頼

## ●施設について

- ① 区域 大阪府全域
- ② 期間 1月14日～2月7日

※「緊急事態措置を実施すべき区域」に大阪府が追加された場合、それに応じて期間を変更

- ③ 実施内容

### 【特措法第24条第9項に基づく要請】

対象施設	要請内容
<p><b>【飲食店】</b> 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く）</p> <p><b>【遊興施設】</b> バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗</p>	<p>営業時間短縮（5時～20時）を要請 ただし、酒類の提供は11時～19時</p>

## 【協力依頼】

対象施設	協力依頼内容
運動施設、遊技場	以下の内容について、協力を依頼 ・営業時間短縮（5時～20時） ただし、酒類の提供は11時～19時 ・開催するイベントは、人数上限5,000人、かつ、 収容率50%とすること（イベントに関する要請 は1月17日～）
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
集会場又は公会堂、展示場	
博物館、美術館又は図書館	
ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）	
遊興施設※	以下の内容について、協力を依頼 ・営業時間短縮（5時～20時） ただし、酒類の提供は11時～19時
物品販売業を営む店舗（1,000㎡超）（生活必需物資を除く）	
サービス業を営む店舗（1,000㎡超）（生活必需サービスを除く）	

※ 遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は、特措法に基づく要請の対象。  
 ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請・協力依頼の対象外。

## ●上記要請を踏まえ、各団体等に特にお願いしたいこと

### <経済界>へのお願い

- 20時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制すること（特措法第24条第9項に基づく）
- 「出勤者数の7割削減」をめざすことも含め、テレワークをより推進すること  
出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤などの取り組みを推進すること（特措法第24条第9項に基づく）
- 新年の挨拶回り、新年会・賀詞交歓会、及びこれに類するものは、飲食につながるため、自粛すること

### <大学等>へのお願い

- 感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的实施等により学修機会を確保すること（特措法第24条第9項に基づく）
- 部活動、課外活動、学生寮における感染防止策、懇親会や飲み会などについて、学生等に注意喚起を徹底すること  
部活動における感染リスクの高い活動は自粛すること（特措法第24条第9項に基づく）

## 緊急事態措置コールセンターの設置

特措法に基づく営業時間短縮要請や「感染防止宣言ステッカー」にかかる府民や事業者からの問い合わせに対応するため、コールセンターを設置

### 【コールセンターの概要】

名 称：緊急事態措置コールセンター

設置時期：令和3年1月12日

開設時間：平日9時～18時（1月12日は21時まで）

※ただし、1/16（土）、1/17（日）は開設（9時～18時）

受付方法：専用電話（15回線）

**受付電話番号：06-4397-3268**

※府ホームページ上にもFAQを掲載予定